

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）					
地区名	日光川中一色ゲノタ落地区					
事業箇所	津島市、愛西市					
事業のあらまし	<p>本地区の中一色支線水路は、津島市の日光川右岸南部で、集水面積 86ha の区域である。区域内には県道津島蟹江線が西部を縦断している。また、ゲノタ落支線水路は、愛西市役所の西側で集水面積 70ha の区域である。区域内には県道一宮弥富線が中央を縦断しており、両工区共に交通網が整備された区域である。このため、都市との結びつきが高く、都市近郊型近代農業の先進的役割を果たしている地域である。</p> <p>しかしながら、地盤沈下の影響および経年劣化に起因する排水路の機能低下によって既存の排水施設では排水能力の不足が生じている。その結果排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化してきている。</p> <p>この被害を軽減するため、地盤沈下対策事業で排水路の更新を実施し、農業経営と民生の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農地の湛水被害を防止し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>（基準雨量：341 mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.4 億円		■工事費 4.8 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 0.4 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 32 年度
事業内容	排水路工 組立水路B型 1,280m					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	本地区は、昭和 37 年頃から地盤沈下が急激に進行し、累積沈下量の最大値が 100cm に及んでいる。このため、排水勾配が逆転するなど不等沈下のため通水量が減少しており、また、この排水路能力不足から湛水被害が生じ、周辺の農用地や人家等に被害が生じている。そこで、排水路の更新を行い、機能復旧し、湛水被害を未然に防止することが急務である。				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水路に依存する低平地であり、能力が低下した施設を速やかに更新し排水能力を復元する必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">5.4</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事						・排水路工		←→				事業費(億円)		5.4				
			H28	H29	H30	H31	H32																																						
	工種 区分	調査・設計	←→																																										
		用地補償		←→																																									
工事																																													
・排水路工			←→																																										
事業費(億円)		5.4																																											
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。既存施設の老朽化や、近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。																																												
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																											
	【理由】	事業計画に無理が無く地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。																																											
Ⅲ 対応方針																																													
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																												
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等な降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。																																													